

2025 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日について（お知らせ）

例年、年度末に再エネ特措法に基づく新規・変更認定申請が集中することから、年度内の案件として、これらの申請の審査を希望する場合の申請期限日を設定しています。今年度も同様の状況となることが想定されることから、下記①～③のとおり、認定申請期限日をお知らせします。当該申請期限日までに適切な申請手続が行われない場合、今年度中の案件として認定することはできません（なお、申請期限日までに申請手続された場合でも、書類に不備があった場合には、年度内の認定を受けることができない場合があります）。

認定基準を満たすためには、申請時に接続同意書類を提出することや条例を含む関係法令を遵守することが必要ですので、申請前に電力会社や各自治体へ確認ください。加えて、風力発電事業のレーダーへの影響やバイオマス発電事業の廃棄物該当性など、電源種によって申請前に確認等が必要な事項は異なります。加えて、土地開発に関わる一部の法律に基づく許認可に関しては、再エネ特措法に基づく新規申請前に事前に許認可を取得することを必要となっております。

また、2024 年 4 月から、改正再エネ特措法に基づき、一定の条件に該当する場合には、周辺地域の住民への説明会や事前周知措置の実施を求めています。説明会及び事前周知措置実施ガイドライン等を参照し、必要な確認・手続を行った上で申請いただくようお願いいたします。なお、説明会については、原則として申請日の 3 ヶ月前までに開催する等、開催時期に一定のルールを設定していますので、留意してください。

円滑な審査のため、申請期限日にかかわらず、早期に申請いただきますようお願いいたします。

1. 申請期限日について

①太陽光（10kW 未満）の新規・変更認定申請期限日：

	申請期限日	適用される調達価格
2025 年 9 月 30 日までに 認定を受ける場合	2025 年 6 月 30 日（月）	15 円/kWh(10 年)
2025 年 10 月 1 日以降に 認定を受ける場合	2026 年 1 月 6 日（火）	24 円/kWh(～4 年) 8.3 円/kWh(5～10 年)

※2025 年 10 月 1 日以降に認定を受けようとする場合（「24 円/kWh(～4 年)、8.3 円/kWh(5～10 年)」の調達価格の適用を受けようとする場合）は、2025 年 7 月 1 日（火）以降に認定の申請を行ってください。

②屋根設置太陽光（10kW 以上）の新規・変更認定申請期限日：

	申請期限日	適用される調達価格/基準価格
2025 年 9 月 30 日までに 認定を受ける場合	2025 年 6 月 30 日（月）	11.5 円/kWh (20 年)
2025 年 10 月 1 日以降に 認定を受ける場合	2025 年 12 月 12 日（金）	19 円/kWh (～5 年) 8.3 円/kWh (6～20 年)

※2025 年 10 月 1 日以降に認定を受けようとする場合（「19 円/kWh (～5 年)、8.3 円/kWh (6～20 年)」の調達価格/基準価格の適用を受けようとする場合）は、2025 年 7 月 1 日（火）以降に認定の申請を行ってください。

③地上設置太陽光（10kW 以上）、風力、水力、地熱の新規・変更認定申請期限日：2025 年 12 月 12 日（金）

④バイオマスの新規・変更認定申請期限日：2025 年 11 月 28 日（金）

注 1) 電子申請が原則です。G ビズ ID の発行等の手続に時間を要しますので、上記期限日にかかわらず、早期に申請ください。

注 2) 50kW 未満太陽光以外の認定申請の場合、申請確認と認定通知書の返送のため、原則期限日までに、電子申請画面から出力した申請書及び返信用封筒を、「発電設備の設置場所」を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署へ郵送してください。

注 3) 既存の FIT 認定を FIP 認定へ移行する申請（いわゆる FIP 移行認定申請）については、この期限日によらず申請可能です。

注 4) 太陽光(10kW 未満)、屋根設置太陽光（10kW 以上）の調達価格・基準価格についての詳細は以下をご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/2024_fitkakaku_shokitoushi.pdf

2. 申請期限日に関する注意点

(1) 申請期限日の考え方について

○ 上記期限日までに適切な申請手続を完了することができなかった場合は、2025 年度中の案件として認定することはできません。災害等の申請者の責によらない事由を含め、いかなる理由であっても、期限日超過の例外は一切ありませんので、申請期限日にかかわらず、早期に申請いただきますようお願いいたします。

○ 「申請」とは、期限日の 23 時 59 分までに電子申請システム上で申請状態が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」となるまで（50kW 未満太陽光の場合は「設置者承諾済」となるまで）手続を行うことを指します。

なお、万が一紙での申請を行う場合、「申請」とは、消印ではなく、持参又は郵送により申請

書等が各担当部署に下表の「開庁時間」中に到達していることを指します。

提出先を誤った場合は、今年度中の案件として処理することはできませんので、ご注意ください。申請書等の提出先に関する情報は、以下のとおりです。

電子申請

以下の URL より、電子申請を行ってください。

<https://www.fit-portal.go.jp/>

郵送先

以下の表を参照の上、「発電設備の設置場所」を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署に申請書・返信用封筒等を提出してください。

地方経済局名	部名	課名	郵便番号	住所	電話番号	管轄区域	開庁時間
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線:2637)	北海道	8:30～12:00、 13:00～17:15
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4805	青森県、岩手県、宮城県 秋田県、山形県、福島県	8:30～12:00、 13:00～17:15
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、新潟県、静岡県	9:30～12:00、 13:00～17:00
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	9:30～12:00、 13:00～17:00
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	9:30～12:00、 13:00～17:00
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	9:00～12:00、 13:00～17:00
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館	087-811-8538	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	8:30～12:00、 13:00～17:15
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5475	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	9:30～12:00、 13:00～17:00
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー・燃料課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県	8:30～12:00、 13:00～17:15

(2) 電力会社との接続契約について

- 電力会社との接続同意書類（接続契約書類）の提出については、申請と同時に提出いただく必要があります。上記期限日までに、電力会社との接続同意が締結できていなかった場合は、今年度中の案件として認定することはできませんので、ご注意ください。

接続同意書類については、以下の URL をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename2.html

- 電力会社における接続契約締結に要する期間については、再生可能エネルギー発電設備の発電出力や連系希望地点付近の系統状況などにより、大きく異なります。状況によっては検討に時間を要する場合があるため、余裕をもって早期に手続に着手してください。とりわけ、高圧及び特別高圧での連系については、接続検討及び契約申込みに対する回答に一定の期間（標準処理期間8～9ヶ月）を要します。詳しくは各電力会社のホームページ等でご確認ください。

(3) 環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類について

- 法律や条例に基づく環境影響評価の対象となる事業の申請については、申請時の添付書類として、環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出を求めているところですが、申請時点で方法書に関する手続を開始したことを証する書類の添付ができない場合でも申請を受け付けることとし、経済産業局での審査と並行しながら、方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出を可能とします。認定申請に当たっては、申請書に添付する「関係法令手続状況報告書」のうち環境アセスメントの「該当の有無」欄を「確認中」にチェックし、「確認・相談先（部署名）」欄に「現在、方法書についての手続開始の準備をしている状況であり、○年○月までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出できる見込みです。」と記入してください。本取扱いを希望する場合は、認定申請を行う前に申請先の経済産業局の認定担当部署へ必ずご確認ください。方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出については、2026年1月30日（金）までに各経済産業局に到達するように提出してください。上記期限までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出がされない場合は、2025年度中の案件として認定することはできませんのでご注意ください。

3. その他の留意事項

- 申請の内容に不備があった場合は、期限を定めて補正依頼を行いますが、当該補正期限までに必要な補正がなされない場合は、行政手続法第7条に基づき当該申請により求められた認定を拒否します。上記申請期限日の直前は申請数が増加するため、通常よりも不備補正依頼を行う時期が遅くなり、補正期間が短くなります。円滑な審査のため、当該申請期限日にかかわらず、可能な限り早期に申請いただきますようお願いいたします。
- 申請から認定までの間の事業者都合による事業計画の内容の変更は、原則として認められません。とりわけ、「事業者名」、「発電設備の区分」、「発電設備の出力」、「発電設備の設置場所」に変更があった場合は、当該申請は取り下げいただき、再度申請していただくこととなりますのでご注意ください。なお、再度申請される場合にも、上記申請期限日が適用されます。
- 入札の対象となっている案件は、本通知にかかわらず、電力広域的運営推進機関が定める入札実施要綱に記載する日程での対応が必要になります。詳細は、入札実施要綱をご覧ください。
- 条例を含む関係法令の遵守は、再エネ発電事業の実施に当たっての大前提であり、FIT/FIP認定基準となっています。申請前に、所管省庁や設置自治体に必要な許認可や手続を確認するようお願いいたします。併せて、電源種によっては申請前に事前相談や説明を行うことが必要な場合があります（風力発電事業に係る気象庁、防衛省のレーダーへの影響の事前相談やバイオマス発電事業に係る都道府県への説明、廃棄物該当性の確認など）。事業計画策定ガイドライン等を参照し、必要な手続をご確認ください。

また、2023 年 10 月 1 日から災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下①～③の許認可については、FIT/FIP 認定の申請要件となっておりますのでご留意ください。

- ①森林法における林地開発許可
- ②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
- ③砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

- 変更認定が必要な案件に関し、電力会社との特定契約を締結するには、原則として特定契約（買取契約）を締結する前に、変更認定が完了していることが必要です。また、変更認定から運転開始までには、特定契約の締結や電力会社における系統連系工事などに一定の期間を要することがありますが、その場合であっても、運転開始期限の超過や失効制度に関して例外的な取扱いはいりません。これらの点を踏まえ、期日にかかわらず、早期の変更認定申請をお願いします。
- 説明会については説明会開催予定日の 2 週間前までに開催案内を行った上で、原則として申請日の 3 ヶ月前までに開催すること等の規定があります。説明会の開催が必要な場合には、これらの規定に特にご留意ください。また、実施された説明会や事前周知措置が再エネ特措法で求める要件を満たさなかった場合には、要件を満たす説明会や事前周知措置の実施が改めて必要となり、年度内認定ができない場合があります。説明会や事前周知措置の実施に当たっては、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に沿ったご対応をお願いします。
- 申請内容について、不備が大変多くなっております。記載要領等をあらかじめご確認の上、添付書類の不足等がないよう提出いただきますようお願いいたします。

【様式第 1 の記載要領】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_01.pdf

【様式第 2 の 2 の記載要領】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/kisai_youryo_fip.pdf

【様式第 3 の記載要領】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henko_shinsei.pdf

【再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について】

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf

【説明会及び事前周知措置実施ガイドライン】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

【変更内容ごとの変更手続の整理表】

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf

【事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

【事業計画策定ガイドライン（風力発電）】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_wind.pdf

【事業計画策定ガイドライン（水力発電）】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_water.pdf

【事業計画策定ガイドライン（地熱発電）】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_geothermal.pdf

【事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf

【50kW 未満太陽光のよくある間違い】

<http://jp-ac-info.jp/mistake/>

◆本件に関するお問合せ窓口

＜全発電区分について＞

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、044-952-7917]

＜50kW 未満太陽光について＞

0570-03-8210（受付時間：平日の 9:20 から 17:20）

電話が繋がらない場合は、時間をおいてから、お掛け直してください。

また、申請手続に関する情報については、下記ホームページをあらかじめよくご確認ください。

なっとく！再生可能エネルギー

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

以上